

○松山養護老人ホーム事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例

制 定 昭和 51 年 8 月 13 日 条例第 7 号
改 正 平成 5 年 3 月 3 日 条例第 2 号
平成 6 年 3 月 1 日 条例第 2 号
平成 11 年 3 月 31 日 条例第 1 号
平成 14 年 3 月 25 日 条例第 1 号
令和 5 年 2 月 20 日 条例第 3 号
令和 6 年 2 月 15 日 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項及び松山養護老人ホーム事務組合職員給与条例（昭和 33 年条例）第 2 条の規定に基づき職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

2 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) 施設勤務手当

(2) 支援長業務手当

(施設勤務手当)

第 3 条 施設勤務手当は、養護老人ホーム又は診療所に勤務する職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、勤務 1 日につき 300 円を超えない範囲内において規則で定める。

3 前項の規定にかかわらず、養護老人ホームに勤務する介護福祉士の資格を有する職員が入所者の介護に従事するときは、勤務 1 日につき 200 円を超えない範囲内において規則で定める額を前項に定める額に加算することができる。

(支援長業務手当)

第 4 条 支援長業務手当は、養護老人ホームに勤務する職員のうち、支援員業務を直接指導する支援長に対して支給する。

2 前項の手当の額は、勤務 1 日につき 1,000 円を超えない範囲内において規

則で定める。

(準用)

第5条 本条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関しては、松山市職員の特種勤務手当に関する条例（昭和31年松山市条例第24号）を準用する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、組合長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)

2 第3条に定めるもののほか、養護老人ホーム又は診療所において特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（規則で定めるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）が発生した場合（特定新型インフルエンザ等が発生したと疑われる場合を含む。）において、入所者又は職員の生命及び健康を保護するために行われたまん延防止の措置に係る業務であって組合長が定めるものに直接従事した養護老人ホーム又は診療所に勤務する職員に施設勤務手当を支給する。この場合においては、同条に規定する施設勤務手当は、支給しない。

3 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において規則で定める。

(1) 次号に掲げる業務以外の業務 業務に従事した日1日につき1,500円

(2) 緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると組合長が認めるもの 業務に従事した日1日につき4,000円

4 前項の規定にかかわらず、養護老人ホームに勤務する介護福祉士の資格を有する職員が入所者の介護に従事するときは、勤務1日につき第3条第3項の規則で定める額を前項に定める額に加算することができる。

付 則（平成5年3月3日条例第2号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

付 則（平成6年3月1日条例第2号）抄

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成 11 年 3 月 31 日条例第 1 号）
この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 3 月 25 日条例第 1 号）
この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 2 月 20 日条例第 3 号）
この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 2 月 15 日条例第 1 号）
この条例は、公布の日から施行する。